

第2章 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）

1 提出する必要がある方

令和8年中に俸給、給料、賃金、歳費、賞与その他これらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）を支払った方です。

【給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）の提出範囲】

年の中途中で退職した者に対して、令和8年中に支払った給与等の金額が30万円以下である場合以外の給与等のすべて

【令和8年分以降の提出範囲について】

給与所得の源泉徴収票の提出範囲が拡大し、給与支払報告書の提出範囲と同一になりました。

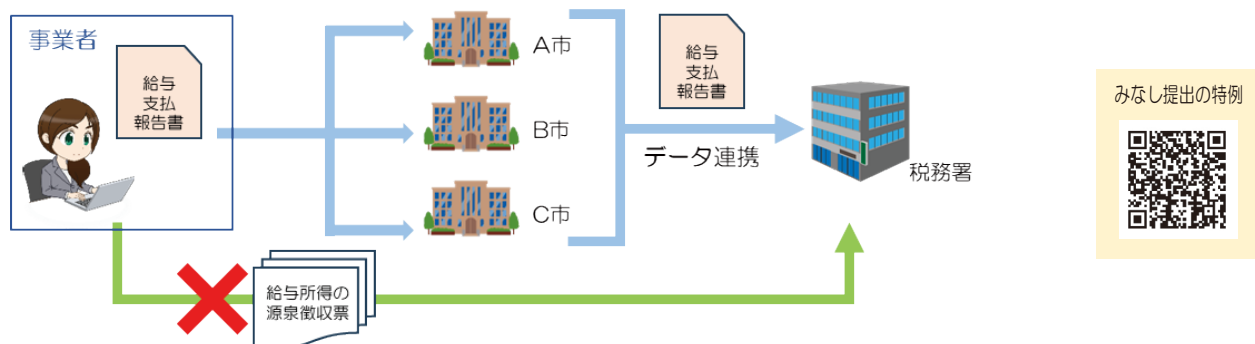
2 源泉徴収票のみなし提出の特例

制度の概要

令和9年1月1日以降、給与支払報告書を市区町村に提出した場合は、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされるため、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出する必要はありません（「源泉徴収票のみなし提出の特例」）。

なお、受給者に対しては、引き続き、給与所得の源泉徴収票を交付する必要があります。

源泉徴収票のみなし提出の特例について、詳しくは、国税庁ホームページの「源泉徴収票のみなし提出の特例特設ページ」をご確認ください。



給与支払報告書の提出先・提出期限

「給与支払報告書」は、原則として受給者の令和9年1月1日現在の住所地の市区町村に提出してください。

なお、年の中途中で退職した方については、退職時の住所地の市区町村に給与支払報告書を提出してください（退職した方に対する給与等の支払金額が30万円以下の場合は、提出を省略することができます。）。

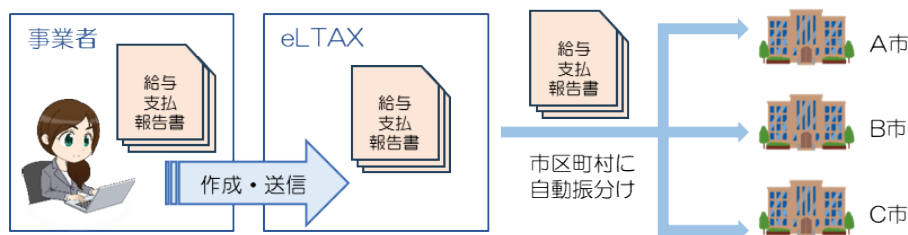
提出期限は、いずれの場合も令和9年2月1日（月）です。

作成・提出

次のいずれかの方法により、給与支払報告書を作成・提出してください。

① 地方税ポータルシステム（eLTAX）

eLTAXを利用すると、給与支払報告書のデータが、提出先の各市区町村に自動で振り分けて送信され、給与支払報告書の作成・提出に係るコストや事務負担が軽減されるため、是非eLTAXをご利用ください。



② 光ディスク等（CD・DVDなど）

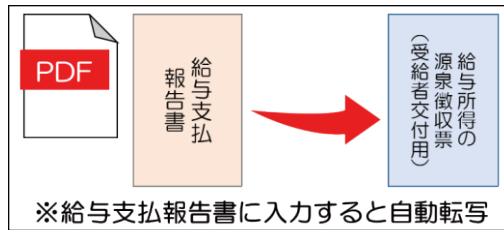
③ 書面

【給与支払報告書の電子的提出義務について】

前々年（基準年）に税務署に提出すべきであった給与所得の源泉徴収票（源泉徴収票のみなし提出の特例により税務署に提出したものとみなされたものも含まれます。）の枚数が30 枚以上であった場合については、eLTAX 又は光ディスク等の電子的方法で提出する必要があります。

【給与支払報告書と給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）の入力用 PDF について】

市区町村に提出する給与支払報告書と受給者に交付する給与所得の源泉徴収票を同時作成可能な入力用 PDF 様式を国税庁ホームページに公開しております。



入力用 PDF



給与情報のマイナポータル連携

給与支払報告書を eLTAX で提出すると、従業員の方が確定申告をする際にマイナポータル連携の対象となり、確定申告書に給与情報が自動入力され、従業員の方にとってメリットがありますので、従業員の方に是非ご案内ください。

給与情報のマイナポータル連携について、詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータル連携で給与所得の確定申告がさらに簡単に！」をご確認ください。

マイナポータル
連携



3 各欄の記載要領

令和9年1月1日以降は源泉徴収票のみなし提出の特例が開始し、給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）を作成していただく必要は基本的にはなくなりますが、この手引においては給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）を使用して記載要領を示しています。

元号		年		令和		8		年分		給与所得の源泉徴収票	
様式ID NTAOHSZ062010060										見本	
① 無添付											
② 支払を受ける者											
③ 住所又は居所											
④ 支払金額											
⑤ 給与所得の源泉徴収票の金額											
⑥ 源泉徴収税額											
⑦ 源泉徴収税額											
⑧ 源泉徴収税額											
⑨ 源泉徴収税額											
⑩ 源泉徴収税額											
⑪ 源泉徴収税額											
⑫ 源泉徴収税額											
⑬ 源泉徴収税額											
⑭ 源泉徴収税額											
⑮ 源泉徴収税額											
⑯ 源泉徴収税額											
⑰ 源泉徴収税額											
⑱ 源泉徴収税額											
⑲ 源泉徴収税額											
⑳ 源泉徴収税額											
㉑ 源泉徴収税額											
㉒ 源泉徴収税額											
㉓ 源泉徴収税額											
㉔ 源泉徴収税額											
㉕ 源泉徴収税額											
㉖ 源泉徴収税額											
㉗ 源泉徴収税額											
㉘ 源泉徴収税額											
㉙ 源泉徴収税額											
㉚ 源泉徴収税額											
㉛ 源泉徴収税額											
㉜ 源泉徴収税額											
㉝ 源泉徴収税額											
㉞ 源泉徴収税額											
㉟ 源泉徴収税額											
㊱ 源泉徴収税額											
㊲ 源泉徴収税額											
㊳ 源泉徴収税額											
㊴ 源泉徴収税額											
㊵ 源泉徴収税額											
㊶ 源泉徴収税額											
㊷ 源泉徴収税額											
㊸ 源泉徴収税額											
㊹ 源泉徴収税額											
㊺ 源泉徴収税額											
㊻ 源泉徴収税額											
㊼ 源泉徴収税額											
㊽ 源泉徴収税額											
㊾ 源泉徴収税額											
㊿ 源泉徴収税額											

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項
① 無効区分	新規分、追加分又は訂正分として提出する場合は「〇（ゼロ）」を、無効分として提出する場合は「１」を記載してください。 （注） 法定調書の訂正・追加の方法について、詳しくは、33 ページ「第9章 法定調書の訂正・追加について」を参照してください。 ～受給者交付用、給与支払報告書の場合～ この欄はありません。
② 支払を受ける者	【住所又は居所】欄 受給者の令和9年1月1日（中途退職者は、退職時）現在の住所又は居所を確認して記載してください。 なお、同居又はアパートなどに住んでいる方については、「〇〇方」、「××荘△号」等と付記してください。 （注） 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受けている方については、「租税条約に関する届出書」に記載された外国の住所を記載してください。 【氏名】欄 必ず「フリガナ」欄にも記載し、受給者が法人の役員である場合には、その役職名（例えば、社長、専務、常務、取締役工場長等）を、役員でない場合にはその職務の名称（経理課長、営業係等）を「（役職名）」欄に記載してください。 （注） 電子計算機等で事務処理をしている事務所、事業所等において受給者番号を必要とする場合には、「（受給者番号）」欄を使用してください。 【個人番号】欄 受給者のマイナンバーを記載してください。 （注） 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。
③ 種別	俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金などのように給与等の種別を記載してください。
④ 支払金額	令和8年中に支払の確定した給与等（中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額を含みます。）の総額を記載してください。この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書きしてください。ただし、「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、その弁済を受けた金額を含めずに記載してください。 （注） 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方は、免除の対象となる支払金額も含めて記載してください。
⑤ 給与所得控除後の金額 （調整控除後） 年末調整をした受給者のみ	「令和8年分年末調整のしかた」の「令和8年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた「給与所得控除後の給与等の金額」を記載してください。 なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。
⑥ 所得控除の額の合計額 年末調整をした受給者のみ	給与所得控除後の給与等の金額から控除した、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除及び基礎控除の額の合計額を記載してください。 （注） 「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、重複して適用を受けることができません。
⑦ 源泉徴収税額	【年末調整をした給与等の場合】 年末調整をした後の源泉所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。 【年末調整をしない給与等の場合】 令和8年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。ただし、災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた税額は含めません。 （注） 源泉徴収票の作成日現在で未払の給与等があるため源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収していないときは、その未徴収税額を内書きしてください。
⑧ （源泉）控除対象配偶者の有無等	【有】欄 主たる給与等において、控除対象配偶者（年末調整を行っていない場合は源泉控除対象配偶者）を有している場合は「１」を、有していない場合は「２」を記載してください。 【従有】欄 従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「１」を、有していない場合は「２」を記載してください。

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項
⑧ (源泉)控除対象配偶者の有無等(つづき)	【老人】欄 控除対象配偶者（年末調整を行っていない場合は源泉控除対象配偶者）が老人控除対象配偶者に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記載してください。 （注） 控除対象配偶者及び源泉控除対象配偶者については、12 ページの 4 用語の説明 (1)及び(3)を参照してください。 ～受給者交付用、給与支払報告書の場合～ 【有】欄 主たる給与等において、控除対象配偶者（年末調整を行っていない場合は源泉控除対象配偶者）を有している場合は「○」を付してください。 【従有】欄 従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合は「○」を付してください。 【老人】欄 控除対象配偶者（年末調整を行っていない場合は源泉控除対象配偶者）が老人控除対象配偶者に該当する場合は「○」を付してください。
⑨ 配偶者（特別）控除の額 年末調整をした受給者のみ	「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載してください。 （注） 受給者本人の合計所得金額が1,000 万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。 また、配偶者の合計所得金額が 62 万円以下の場合又は 133 万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
⑩ 控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)	【特定】欄 特定扶養親族がいる場合は、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記載してください。 【老人】欄 老人扶養親族がいる場合は、次により記載してください。 「真ん中の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、「左の欄」には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載し、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を記載してください。 【その他】欄 特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合は、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載してください。 【特親】欄 特定親族（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象親族のうちに令和8年中の合計所得の見積額が 100 万円以下の特定親族）がいる場合は、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定親族の数を記載してください。 （注） 特定親族及び源泉控除対象親族については、12 ページの 4 用語の説明 (4)及び(5)を参照してください。
⑪ 16歳未満扶養親族の数	扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の人数を記載してください。 （注）1 16歳未満の扶養親族とは、平成23年1月2日以後に生まれた方をいいます。 2 扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。
⑫ 障害者の数 (本人を除く。)	【特別】欄 「右の欄」には、同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者である場合のその人数を、「左の欄」には、そのうち同居を常としている方の人数を記載してください。 （注） 同一生計配偶者については、12 ページの 4 用語の説明 (2)を参照してください。 【その他】欄 特別障害者以外の障害者の人数を記載してください。

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項
⑬ 非居住者である親族の数	源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び特定親族のうちに非居住者がいる場合並びに 16 歳未満の扶養親族のうちに国内に住所を有しない方がいる場合は、その人数を記載してください。
⑭ 特定親族特別控除の額 年末調整をした受給者のみ	「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除の額を記載してください。 (注) 親族等の合計所得金額が 62 万円以下の場合又は 123 万円を超える場合は、特定親族特別控除の適用を受けることはできません。
⑮ 社会保険料等の金額	給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の合計額を記載してください。 (注) 1 中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等から控除した社会保険料等の金額を含みます。 2 小規模企業共済等掛金(※)の額については、これを内書きしてください。 ※ 小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金並びに地方公共団体が条例の規定により実施するいわゆる心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を含みます。
⑯ 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 年末調整をした受給者のみ	「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用がある場合は、「摘要」欄に「租税特別措置法第 41 条の 15 の 5 第 1 項適用」と記載してください。
⑰ 住宅借入金等特別控除の額 年末調整をした受給者のみ	年末調整の際に「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記載してください。 (注) 「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」により計算した住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記載します(17 ページの 記載例 3 を参照してください。)
⑱ 生命保険料の金額の内訳 国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額 年末調整をした受給者のみ	【新生命保険料の金額】【旧生命保険料の金額】欄 令和 8 年中に支払った一般の生命保険料のうち、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新生命保険料の金額」欄に、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧生命保険料の金額」欄に記載してください。 【介護医療保険料の金額】欄 令和 8 年中に支払った介護医療保険料の金額を記載してください。 【新個人年金保険料の金額】【旧個人年金保険料の金額】欄 令和 8 年中に支払った個人年金保険料のうち、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新個人年金保険料の金額」欄に、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧個人年金保険料の金額」欄に記載してください。 【国民年金保険料等の金額】欄 社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等(※)の金額を記載してください。 ※ 「国民年金保険料等」とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。 【旧長期損害保険料の金額】欄 地震保険料の控除額のうちに平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る控除額が含まれている場合には、令和 8 年中に支払った当該長期損害保険料の金額を記載してください。
⑲ 住宅借入金等特別控除の額の内訳 年末調整をした受給者のみ	【住宅借入金等特別控除適用数】欄 年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、当該控除の適用数を記載してください。 【住宅借入金等特別控除可能額】欄 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合は、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載してください(17 ページの 記載例 3 を参照してください。) 【居住開始年月日(1 回目、2 回目)】欄 居住開始年月日は、和暦で記載してください。 【住宅借入金等特別控除区分(1 回目、2 回目)】欄 適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項												
⑱ 住宅借入金等特別控除の額の内訳（つづき） 年末調整をした受給者のみ	【住宅借入金等年末残高（1回目、2回目）欄】 年末調整の際に2以上の住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。 なお、記載する金額は、給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書の住宅借入金等特別控除区分に応じた④「③×『居住用割合』」（居住開始が平成30年12月31日以前の場合は、⑤「居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高（④×③）」欄に記載された金額を記載してください。 （注）1 適用数が3以上の場合には、3回目以降の住宅の取得等については、「摘要」欄に「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。 2 住宅借入金等特別控除の制度については、国税庁ホームページのタックスアンサーNo.1210「マイホームの取得等と所得税の税額控除」をご確認ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1210.htm ～市区町村からのお知らせ～ 年末調整の際、控除しきれない住宅借入金等特別控除の金額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載する必要があります。 また、2以上の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載する必要があります。 さらに、震災特例法第13条の2第1項（住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除）に係る控除の適用を受ける場合には、「住宅借入金等特別控除区分」を記載しなければなりません。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。												
⑳ 基礎控除の額 年末調整をした受給者のみ	基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。 （注）「給与所得者の基礎控除申告書」の「基礎控除の額」欄に記載がない場合など、基礎控除の適用がない場合には「0（ゼロ）」と記載します。												
㉑ 所得金額調整控除額 年末調整をした受給者のみ	所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を記載してください。												
㉒ （源泉・特別）控除対象配偶者 控除対象扶養親族等	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者）及び控除対象扶養親族又は特定親族（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象親族）（以下「控除対象扶養親族等」といいます。）の氏名及びマイナンバーを記載してください。 なお、区分の欄には、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者）が居住者である場合には「00」を、非居住者である場合には「01」を記載してください。 また、控除対象扶養親族（年末調整を行っていない場合は源泉控除対象親族（令和8年中の合計所得金額の見積額が100万円以下の特定親族を除く。））については、区分の欄に次表の分類に応じて、次のように記載してください。 ●控除対象扶養親族の分類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の分類</th><th>記載方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td><td>00</td></tr> <tr> <td>非居住者（30歳未満又は70歳以上）</td><td>01</td></tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※1）</td><td>02</td></tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）</td><td>03</td></tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※2）</td><td>04</td></tr> </tbody> </table> ※1 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方をいいます。 ※2 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方をいいます。 ※3 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の複数に該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。 なお、特定親族特別控除の適用を受けた場合（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象親族のうちに令和8年中の合計所得の見積額が100万円以下の特定親族がいる場合）は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額（年末調整を行っていない場合は、特定親族各人別の令和8年中の合計所得の見積額）に応じて、区分の欄に次のように記載してください。	控除対象扶養親族の分類	記載方法	居住者	00	非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01	非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※1）	02	非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03	非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※2）	04
控除対象扶養親族の分類	記載方法												
居住者	00												
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01												
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※1）	02												
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03												
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※2）	04												

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項																																																		
②② （源泉・特別） 控除対象配偶者 控除対象扶養親族等 （つづき）	●特定親族特別控除の額の区分 <table><tr><th>特定親族特別控除の額</th><th>区分 （特定親族が居住者）</th><th>区分 （特定親族が非居住者）</th><th colspan="2">合計所得金額</th></tr><tr><td>63 万円</td><td>10</td><td>11</td><td>62 万円超（※）</td><td>85 万円以下</td></tr><tr><td>61 万円</td><td>20</td><td>21</td><td>85 万円超</td><td>90 万円以下</td></tr><tr><td>51 万円</td><td>30</td><td>31</td><td>90 万円超</td><td>95 万円以下</td></tr><tr><td>41 万円</td><td>40</td><td>41</td><td>95 万円超</td><td>100 万円以下</td></tr><tr><td>31 万円</td><td>50</td><td>51</td><td>100 万円超</td><td>105 万円以下</td></tr><tr><td>21 万円</td><td>60</td><td>61</td><td>105 万円超</td><td>110 万円以下</td></tr><tr><td>11 万円</td><td>70</td><td>71</td><td>110 万円超</td><td>115 万円以下</td></tr><tr><td>6 万円</td><td>80</td><td>81</td><td>115 万円超</td><td>120 万円以下</td></tr><tr><td>3 万円</td><td>90</td><td>91</td><td>120 万円超</td><td>123 万円以下</td></tr></table> ※ 次の場合には、「58 万円超」に読み替えてください。 (1) 令和8年 11 月 30 日以前に年末調整を行った場合。 (2) 年末調整を行っていない方で、令和8年 11 月 30 日以前に提出された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」に記載されたところに応じて源泉徴収票を作成する場合。 (注) 1 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。 2 この欄は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の記載に応じ、<u>年の途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</u>	特定親族特別控除の額	区分 （特定親族が居住者）	区分 （特定親族が非居住者）	合計所得金額		63 万円	10	11	62 万円超（※）	85 万円以下	61 万円	20	21	85 万円超	90 万円以下	51 万円	30	31	90 万円超	95 万円以下	41 万円	40	41	95 万円超	100 万円以下	31 万円	50	51	100 万円超	105 万円以下	21 万円	60	61	105 万円超	110 万円以下	11 万円	70	71	110 万円超	115 万円以下	6 万円	80	81	115 万円超	120 万円以下	3 万円	90	91	120 万円超	123 万円以下
特定親族特別控除の額	区分 （特定親族が居住者）	区分 （特定親族が非居住者）	合計所得金額																																																
63 万円	10	11	62 万円超（※）	85 万円以下																																															
61 万円	20	21	85 万円超	90 万円以下																																															
51 万円	30	31	90 万円超	95 万円以下																																															
41 万円	40	41	95 万円超	100 万円以下																																															
31 万円	50	51	100 万円超	105 万円以下																																															
21 万円	60	61	105 万円超	110 万円以下																																															
11 万円	70	71	110 万円超	115 万円以下																																															
6 万円	80	81	115 万円超	120 万円以下																																															
3 万円	90	91	120 万円超	123 万円以下																																															
②③ 配偶者の合計所得	配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和8年中の配偶者の合計所得金額を記載してください。 なお、年末調整を行っていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。																																																		
②④ 16 歳未満の扶養親族	16 歳未満の扶養親族の氏名及びフリガナを記載してください。 なお、区分の欄には、16 歳未満の扶養親族が国内に住所を有する方である場合には「00」を、国内に住所を有しない方である場合には「01」を記載してください。 (注) 1 この欄は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記載に応じ、<u>年の途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</u> 2 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「16 歳未満の扶養親族」欄と「退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族」欄の双方に記載のある 16 歳未満の扶養親族については、受給者にその 16 歳未満の扶養親族の退職所得を含めた令和8年中の合計所得金額を確認し、合計所得金額が 62 万円を超える場合には、源泉徴収票の「16 歳未満の扶養親族」欄に記載しませんので、ご注意ください。 ～受給者交付用の場合～ 区分の欄には、16 歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には「0」を付してください。 ～給与支払報告書の場合～ (注) 16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することになっていますので、ご注意ください。																																																		
②⑤ 備考	控除対象扶養親族等が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族等のマイナンバーを記載してください。具体的な記載例は③⑩摘要を参照してください。 (注) <u>受給者に交付する源泉徴収票にはマイナンバーは記載しません。</u> ～給与支払報告書の場合～ (注) 1 市区町村に提出する給与支払報告書には、16 歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することになっていますので、ご注意ください。 2 退職手当等の支払を受ける一定の配偶者、扶養親族又は特定親族のマイナンバーも記載することになっています。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。																																																		
②⑥ 未成年者から勤労学生 までの各欄	各欄について、その受給者に該当する事項がある場合には「1」を、該当する事項がない場合には「2」を記載してください。 (注) ここでいう未成年者とは、平成 21 年 1 月 3 日以後に生まれた方をいいます。 ～受給者交付用、給与支払報告書の場合～ 各欄について、その受給者に該当する事項がある場合には「0」を付してください。																																																		

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項										
⑳ 中途就・退職	年の途中で就職した方については、「就職」欄に「1」を記載し、併せて、その年月日を記載してください。該当しない場合は、「就職」欄に「2」を記載してください。 年の途中で退職（死亡退職を含みます。）した方については、「退職」欄に「1」を記載し、併せて、その年月日を記載してください。該当しない場合は、「退職」欄に「2」を記載してください。 （注） 同一年中に同一事業者で中途就職および中途退職のどちらにも該当する場合は、「就職」欄に「2」を、「退職」欄に「1」を、「年月日」欄に退職の日を記載し、「摘要」欄に「中途就」と記載してください。 ～受給者交付用、給与支払報告書の場合～ 年の途中で就職や退職（死亡退職を含みます。）した方については「中途就・退職」の該当欄に「○」を付し、その年月日を記載してください。										
㉑ 受給者生年月日	受給者の生年月日の元号を漢字（「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」又は「令和」）で記載してください。										
㉒ 支払者	給与等の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください。 （注） 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。										
㉓ 摘要	(1) 控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「備考」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。 また、この欄に記載される控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載してください。 イ 16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に「(年少)」と記載してください。 ロ 控除対象扶養親族が非居住者である場合は、氏名の後に「01」のように、9ページの㉔（（源泉・特別）控除対象配偶者控除対象扶養親族等）の「●控除対象扶養親族の分類」の表の記載に対応する数字を記載してください。 また、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に「01」（受給者交付用の場合は「(非居住者)」）と記載してください。 ハ 特定親族である場合には、氏名の後に「11」のように、10ページの㉔（（源泉・特別）控除対象配偶者控除対象扶養親族等）の「●特定親族特別控除の額の区分」の表の記載に対応する数字を記載してください。 （注） 控除対象扶養親族等のマイナンバーについては、「摘要」欄に記載せず、「備考」欄に記載してください。例えば、「摘要」欄に「(1)氏名(年少)」「(2)氏名」のように記載した場合、「備考」欄には「(1)012345678901」「(2)123456789012」のように記載します。 (2) 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除きます。）を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください（例「氏名（同配）」）。 (3) 所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のように記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 件</th><th>記載方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人が特別障害者</td><td>記載不要（※）</td></tr> <tr> <td>同一生計配偶者が特別障害者</td><td>同一生計配偶者の氏名（同配） 例）国税 花子（同配）</td></tr> <tr> <td>扶養親族が特別障害者</td><td>扶養親族の氏名（調整）</td></tr> <tr> <td>扶養親族が年齢23歳未満</td><td>例）国税 一郎（調整）</td></tr> </tbody> </table> ※ 「本人が障害者」欄の「特別」欄に「1」（受給者交付用又は給与支払報告書の場合は「○」）を記載してください。 ただし、上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族等」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。 (4) 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用がある場合は、「租税特別措置法第41条の15の5第1項適用」と記載してください。 (5) 年末調整の際に3以上の住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、3回目以降の住宅の取得等について、その住宅の取得等ごとに、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。	要 件	記載方法	本人が特別障害者	記載不要（※）	同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名（同配） 例）国税 花子（同配）	扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名（調整）	扶養親族が年齢23歳未満	例）国税 一郎（調整）
要 件	記載方法										
本人が特別障害者	記載不要（※）										
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名（同配） 例）国税 花子（同配）										
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名（調整）										
扶養親族が年齢23歳未満	例）国税 一郎（調整）										

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項
③⑩ 摘要 (つづき)	(6) 年の中途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、(イ)他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、(ロ)他の支払者のもとを退職した年月日、(ハ)他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額を記載してください。具体的な記載方法は、16ページの「記載例2」を参照してください。 (7) 「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額を記載してください。 (8) 災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合には、徴収猶予税額をするとともに、「災害者」欄に「1」(受給者交付用又は給与支払報告書の場合は「〇」)を記載してください。 (9) 同一年中に同一事業者で中途就職および中途退職のどちらにも該当する場合は、「中途就」と記載するとともに、「就職」欄に「2」を、「退職」欄に「1」を(受給者交付用又は給与支払報告書の場合は「退職」欄に「〇」)、「年月日」欄に退職の日を記載してください。 (10) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「〇〇条約〇〇条該当」を記載してください。 ～給与支払報告書の場合～ 退職手当等の支払を受ける一定の配偶者、扶養親族又は特定親族がいる場合、「給与支払報告書」の摘要欄に氏名等を記載してください。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。

4 用語の説明

- (1) 源泉控除対象配偶者とは、受給者(合計所得金額が900万円以下である方に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得の見積額が95万円以下である方をいいます。
- (2) 同一生計配偶者とは、受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が62万円以下(令和8年11月30日以前は58万円以下)である方をいいます。
- (3) 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である受給者の配偶者をいいます。
- (4) 特定親族とは、受給者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額が62万円超(令和8年11月30日以前は58万円超)123万円以下である方をいいます。
- (5) 源泉控除対象親族とは、控除対象扶養親族又は合計所得の見積額が100万円以下である特定親族をいいます。

5 その他の注意事項

- (1) 源泉徴収票をみなし提出する際の「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」の作成枚数
源泉徴収票のみなし提出の特例を受ける場合は、税務署提出用の「給与所得の源泉徴収票」の作成は不要です。「給与所得の源泉徴収票」を受給者交付用として1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として1枚の計2枚を作成してください。
- (2) 受給者に交付する「給与所得の源泉徴収票」は、3ページの「1 提出する必要がある方」【給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)の提出範囲】に掲げる提出範囲にかかわらず、全ての受給者について作成の上、令和9年2月1日まで(年の中途中で退職した方の場合、退職の日以後1か月以内)に受給者に交付しなければなりません。

なお、「全ての受給者」には、国内に住所又は1年以上居所を有する居住者である外国人従業員も含まれますので、その外国人従業員にも必ず「給与所得の源泉徴収票」を交付してください。

(注) 1 非居住者の方に給与等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出してください。詳しくは、37ページの「非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について」を参照してください。

2 「給与所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供(電子交付)をすることができます。詳しくは、35ページの「給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について」を参照してください。

- (3) 法令上、年の中途中で退職した従業員に係る給与所得の源泉徴収票は退職の日以後1か月以内に税務署に提出することとされていますが、運用上の取り扱いとして、翌年1月末までにそのほかの給与所得の源泉徴収票とまとめて提出してもよいこととしています。この取り扱いは、源泉徴収票のみなし提出の特例においても同様です。

給

与

- ① 国税太郎は、国税商事株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
- ② 国税太郎の控除対象配偶者並びに扶養親族及び特定親族は以下のとおりです。
 - ・控除対象配偶者 : 国税花子
 - ・控除対象扶養親族 : 国税次郎、国税孝男
 - ・特定親族 : 国税一郎（合計所得 950,000 円）
 - ・16 歳未満の扶養親族 : 国税三郎
- ③ 国税太郎は、給与等の収入金額が 850 万円を超えており、かつ年齢 23 歳未満の扶養親族である国税次郎及び国税三郎を有しているため、所得金額調整控除の適用があります。
- ④ 年末調整の際に社会保険料控除の適用を受けた、国民年金保険料の金額があります。
- ⑤ 令和 8 年中に支払った生命保険料控除の対象となる生命保険料の金額があります。なお、国税太郎は年齢 23 歳未満の扶養親族である国税次郎及び国税三郎を有しているため、租税特別措置法第 41 条の 15 の 5 第 1 項（年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例）の適用があります。
- ⑥ 令和 8 年の国税太郎の基礎控除の額は 620,000 円です。



この「給与所得の源泉徴収票」の作成に当たっては、「令和8年分給与所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄、「令和8年分給与所得者の保険料控除申告書」の「生命保険料控除」欄、「令和8年分給与所得者の配偶者控除等申告書」の「○配偶者の氏名等」欄、「令和8年分給与所得者の特定親族特別控除申告書」の「○特定親族の氏名等」欄及び「令和8年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「主たる給与から控除を受ける源泉控除対象親族」欄等を基にして必要な事項を記載してください。

【令和8年分給与所得に対する源泉徴収簿】

扶養控除等の申告・各種控除額		申告の有無		申告月日		区分		源泉徴収		控除対象家族		一般の控除		特別の控除		同居特別		寄附		その他		備考	
有		無		当		初		有		1		1		1		1		1		1		1	
控除額		1人当たり (万円)		38		63		58		48		27		40		75		27 (35 ひとり親)		27		人	
合計 (万円)		38		63		58		48		27		40		75		27 (35 ひとり親)		27		人		人	
区		分		金		額		税		額													
給料・手当等		①		7,620,000		円		③		135,720		円											
賞与等		④		2,000,000		円		⑥		236,740		円											
計		⑦		9,620,000		円		⑧		372,460		円											
給与所得控除後の給与等の金額		⑨		7,670,000		円																	
所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000)×10%、マイナスの場合は0)		⑩		112,000		円																	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)		⑪		7,558,000		円																	
給与等からの控除分(②+⑤)		⑫		1,483,023		円																	
申告による社会保険料の控除分		⑬		176,480		円																	
申告による小規模企業共済等掛金の控除分		⑭		0		円																	
生命保険料の控除額		⑮		120,000		円																	
地震保険料の控除額		⑯		44,800		円																	
配偶者(特別)控除額		⑰		380,000		円																	
特定親族特別控除額		⑱		510,000		円																	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑲		1,230,000		円																	
基礎控除額		⑳		620,000		円																	
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳)		㉑		4,564,283		円																	
差引課税給与所得金額(㉑-㉒)及び算出所得税額 (1,000円未満切捨て)		㉒		2,993,000		円																	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		㉓				円																	
年調所得税額(㉓-㉔、マイナスの場合は0)		㉔		201,800		円																	
年調年税額(㉔×102.1%) (1,000円未満切捨て)		㉕		206,000		円																	
差引超過額又は不足額(㉕-㉖)		㉖		166,460		円																	
超過額		本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		㉗																			
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉘																					
差引還付する金額(㉗-㉘-㉙)		㉙		166,460		円																	
同上の		本年中に還付する金額		㉚																			
翌年において還付する金額		㉛																					
不足額		本年最後の給与から徴収する税額		㉜																			
の精算		翌年に繰り越して徴収する金額		㉝																			

(h) 社会保険料等控除額 (⑫+⑬+⑭)
1,483,023 円+176,460 円+0 円
=1,659,483 円

【令和8年分給与所得者の保険料控除申告書】

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は契約期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
△△生命	養老	10年	国税太郎	国税花子	旧	(a) 24,000 円	
□□生命	養老	10年	国税太郎	国税花子	新	(a) 36,000 円	
					新・旧	(a)	
					新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A 24,000 円		Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円)	計 (①+③) ④ (最高40,000円)		
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B 36,000 円		Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額		② 24,000 円	計 (②+③) ⑤ 54,500 円		
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 C 48,000 円		Cの金額を下の計算式Ⅲ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額		③ 30,500 円	②と③のいずれか大きい金額又は⑤の金額 ⑦ 54,500 円		
					(a) 48,000 円		
					(a)		
					(a)		
(a)の金額の合計額 D 53,000 円		Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額		⑥ (最高40,000円)	計 (⑥+⑦) ⑧ 40,000 円		
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E 72,000 円		Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額		⑦ 43,000 円	⑥と⑦のいずれか大きい金額 ⑨ 43,000 円		
★ 年齢23歳未満の扶養親族の氏名		★ 年齢23歳未満の扶養親族の氏名		★ 年齢23歳未満の扶養親族の氏名	★ 年齢23歳未満の扶養親族の氏名	★ 年齢23歳未満の扶養親族の氏名	★ 年齢23歳未満の扶養親族の氏名
コクセイ ジロウ		2 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		21 年 2 月 2 日		生命保険料控除額計(⑧+⑨+⑩) (最高120,000円)	
国税 次郎		子		0 円		120,000 円	
計算式Ⅰ(新保険料等専用)※		計算式Ⅱ(旧保険料等専用)※		計算式Ⅲ(旧保険料等専用)※			
A、C又はDの金額		Aの金額		B又はEの金額		控除額の計算式	
20,000円以下		A、C又はDの金額		Aの金額		25,000円以下	
20,001円から40,000円まで		A、C又はDの金額		A×1/2+15,000円		25,001円から50,000円まで	
40,001円から80,000円まで		A、C又はDの金額		A×1/4+30,000円		50,001円から100,000円まで	
80,001円以上		一律に40,000円		一律に60,000円		100,001円以上	

【令和8年分給与所得者の配偶者控除等申告書】

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の生年月日
コクセイ ハナコ	47 年 1 月 1 日
国税 花子	

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

【令和8年分給与所得者の特定親族特別控除申告書】

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の①をご確認ください。

特定親族の氏名	特定親族の生年月日	あなたが特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	あなたが特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1 (フリガナ) 特定親族の氏名 コクセイ イチロウ 国税 一郎	平成 17 年 1 月 1 日	子		950,000 円	510,000 円
2					

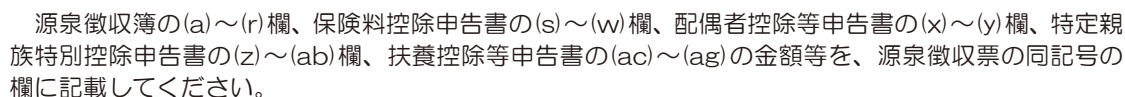
○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	控除額
62万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超	3万円

(ab) 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額に応じて、「給与所得の源泉徴収票」の②控除対象扶養親族等の「区分」欄に規定の区分値を記載してください。区分値については、10 ページ②(源泉・特別)控除対象配偶者・控除対象扶養親族等の「●特定親族特別控除の額の区分」を参照してください。

与

(ac)・(ae) 特定親族以外の源泉控除対象親族について、「給与所得の源泉徴収票」の(ac)・(ae)欄「控除対象扶養親族等」に記載してください。特定親族は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」から記載します。



見本

(o) 基礎控除の額
に関わらず、記載
します。

就職前に他の支払者から受けた給与等を通算して年末調整を行った受給者の場合

給

① 国税正は、令和8年4月1日に〇〇産業株式会社に就職する前に株式会社××商事に勤めていたため、株式会社××商事からの給与等を通算して年末調整を行っています。

② 株式会社××商事が退職時に発行した源泉徴収票に基づき次の金額を含めて年末調整をしています。

支払金額	1,095,000 円
源泉徴収税額	15,180 円
社会保険料控除額	169,722 円

(c) 社会保険料等控除額 (⑫+⑬+⑭)
836,110 円+0 円+0 円=836,110 円

この「給与所得の源泉徴収票」の記載に当たっては、「令和8年分給与所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄を基にして必要な事項を記載してください。

源泉徴収簿の(a)～(e)欄の金額を、源泉徴収票の同記号の欄に記載してください。

様式ID	NTA0HSZ062010060
------	------------------

○ 「摘要」欄の記載について

- ・ 他の支払者の所在地、名称等
- ・ 他の支払者のもとを退職した年月日
- ・ 他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した 所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した 社会保険料の金額

「中途就・退職」欄には、〇〇産業株式
会社に就職した日付を記載してくださ
い。

記載例3

年末調整において2以上(※)の住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合

この記載例は、年末調整において2つの住宅借入金等特別控除の適用を受けており、当該控除額が算出所得税額を超えている受給者の例です。

令和8年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算			
項目	④ 住宅のみ	⑤ 土地等のみ	⑥ 住宅及び土地等	項目	金額等		
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	①			増改築等に係る借入金等の年末残高	⑦		
家屋又は土地等の取得対価の額	②			増改築等の費用の額	⑧		
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	③			増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の占める割合	⑨		
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	④			増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑧と⑨の少ない方)	⑩		
居住用部分の床面積又は土地等の面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	⑤			居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑩×⑤)	⑪	11,500,000	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑤×⑩)	⑫			年間所得の見積額	⑬		
特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	⑬			連帯債務割合	⑭		
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑬と⑭の少ない方)(備考の(注2)参照)	⑮			住宅借入金等特別控除額	⑯		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑰						

令和8年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算			
項目	④ 住宅のみ	⑤ 土地等のみ	⑥ 住宅及び土地等	項目	金額等		
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(①内、連帯債務による借入金等の額)	①			増改築等に係る借入金等の年末残高	⑦		
住宅借入金等の年末残高(①のうち、連帯債務の額+①のうち連帯債務の額×(連帯債務割合))	②			増改築等の費用の額	⑧		
②と③の少ない方	③			増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の占める割合	⑨		
③×「居住用割合」	④			増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑧と⑨の少ない方)	⑩		
住宅借入金等の年末残高(④の額を合計)	⑤			居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑩×⑤)	⑪	9,000,000	
住宅借入金等特別控除額(⑤×⑪)	⑫			年間所得の見積額	⑬		
				連帯債務割合	⑭		
				住宅借入金等特別控除額	⑯		

家屋に関する事項				土地等に関する事項			
① 居住開始年月日	② 取得対価の額	③ 居住用割合	④ 連帯債務割合	⑤ 取得対価等の額	⑥ 居住用割合	⑦ 連帯債務割合	⑧ 備考
年 月 日	円	%	%	円	%	%	

増改築等に関する事項				住宅の区分等			
① 居住開始年月日	② 増改築等の費用の額	③ 居住用割合	④ 連帯債務割合	⑤ 住宅の区分等	⑥ 備考	⑦	⑧
年 月 日	円	%	%				

「居住開始年月日」欄の 令和6年5月20日 には、該当する区分に応じて次の表のとおり表示されていますが、令和5年入居以後の方は当該区分の対象となりませんので、控除証明書への表示はされません。

区 分	控除証明書の表示	併記方法
特定取得	(特定)	(特)
特別特定取得・特例取得・特別特例取得	(特別特定)	(特特)
特例特別特例取得	(特例特別特例)	(特特特)

- ※2以上の住宅借入金等特別控除の適用に該当する例
- ・給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を2枚提出された場合
 - ・証明事項の居住開始年月日に異なる2つの年の日付が記載されている場合
 - ・証明事項の居住開始年月日が2段書され、一方に(特定)と記載されている場合 など

【令和8年分給与所得に対する源泉徴収簿】

区 分	金 額	税 額
給 料 ・ 手 当 等	① 4,380,000 円	③ 55,660 円
賞 与 等	④ 1,490,000 円	⑥ 54,430 円
計	⑦ 5,870,000 円	⑧ 110,090 円
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 4,254,400 円	
所得金額調整控除額(⑦-8,500,000)×10%、マイナスの場合は0)	⑩ 0 円	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪ 4,254,400 円	
社会保険料等	⑫ 836,110 円	
控除額	⑬	
生命保険料の控除額	⑭	
地震保険料の控除額	⑮ 50,000 円	
配偶者(特別)控除額	⑯ 380,000 円	
特定親族特別控除額	⑰	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱ 380,000 円	
基礎控除額	⑲ 1,040,000 円	
所得控除額の合計額(⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)	⑳ 2,686,110 円	
差引課税給与所得金額(⑪-㉑)及び算出所得税額	㉒ 1,568,000 円	㉓ 78,400 円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉔ 178,000 円	
年調所得税額(㉓-㉔、マイナスの場合は0)	㉕ 0 円	
年 調 年 税 額 (㉕ × 10.21%)	㉖ 0 円	
差 引 超 過 額 又 は 不 足 額 (㉖ - ㉓)	㉗ 110,090 円	

給与所得の源泉徴収票			
区 分	金額	税 額	備考
給 料 ・ 手 当 等	① 4,380,000 円	③ 55,660 円	
賞 与 等	④ 1,490,000 円	⑥ 54,430 円	
計	⑦ 5,870,000 円	⑧ 110,090 円	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 4,254,400 円		
所得金額調整控除額	⑩ 0 円		
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪ 4,254,400 円		
社会保険料等	⑫ 836,110 円		
控除額	⑬		
生命保険料の控除額	⑭		
地震保険料の控除額	⑮ 50,000 円		
配偶者(特別)控除額	⑯ 380,000 円		
特定親族特別控除額	⑰		
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱ 380,000 円		
基礎控除額	⑲ 1,040,000 円		
所得控除額の合計額(⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)	⑳ 2,686,110 円		
差引課税給与所得金額(⑪-㉑)及び算出所得税額	㉒ 1,568,000 円	㉓ 78,400 円	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉔ 178,000 円		
年調所得税額(㉓-㉔、マイナスの場合は0)	㉕ 0 円		
年 調 年 税 額 (㉕ × 10.21%)	㉖ 0 円		
差 引 超 過 額 又 は 不 足 額 (㉖ - ㉓)	㉗ 110,090 円		

(注) 年末調整において3以上の住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合には、3回目以降の住宅の取得等についての記載事項は、「摘要」欄に記載してください(11ページの㉔摘要の(5)を参照してください)。

記載例4

年末調整を行っていない場合

- ① 国税直樹は、令和8年5月31日に〇〇産業株式会社を退職しました。
- ② 国税直樹は、源泉控除対象配偶者である国税優子を有しています。

令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	〇〇産業 株式会社		（フリガナ）	コクセイ ナオキ	あなたの生年月日	昭 62 年 2 月 1 日
税務署長	給与の支払者の法人（個人）番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		あなたの氏名	国税 直樹	世帯主の氏名	国税 直樹
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所）	東京都中央区築地5丁目〇-〇		あなたの個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	あなたの続柄	本人
				あなたの住所又は居所	（郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇） 東京都江戸川区平井△-△	配偶者の有無	有

扶

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	令和8年中の所得の見積額	非居住者である親族（注1）	住所又は居所	異動月日及び事由
A 源泉控除対象配偶者	コクセイ ユウコ 国税 優子	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	昭 63 . 3 . 1	300,000 円	生計を一にする事実 （該当する場合は〇印を付けてください。）		この申告書は、あなたのために提出するものではなく、お読みください。



様式ID NTA0HSZ062010060

元号 令和 8 年分

給与所得の源泉徴収票



見本

支払を受ける者	住所又は居所	E01	東京都江戸川区平井△-△
フリガナ	E02	コクセイ ナオキ	（受給者番号） E04
氏名	E03	国税 直樹	（役職名） E05
個人番号	G02	22222222222	
種別	支払金額	内 001	1,650,000
給与・賞与	源泉控除後の金額	005	27,250
（源泉）控除対象配偶者の有無等	配偶者の数（特別）	011	2
特定扶養親族の控除額	社会保険料等の金額	024	259,457
（源泉）控除対象配偶者のフリガナ	配偶者の合計所得	043	300,000
氏名	源泉控除後の金額	045	
個人番号	所得金額調整控除額	047	

○「配偶者の合計所得」欄の記載について

年末調整の適用を受けていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。